

◎独立行政法人緑資源機構法を廃止す

る法律

(平成二〇年三月二日法律第八号)

一、提案理由

(平成二〇年三月一九日・衆議院農林水産委員会)

○若林国務大臣 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

政府においては、制度導入以来六年が経過した独立行政法人について、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく観点から、平成十九年十二月に独立行政法人整理合理化計画を閣議決定したところであります。

この法律案は、同計画において、緑資源機構を平成十九年度限りで廃止すること等が定められたことを受け、独立行政法人緑資源機構法を廃止して緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

ます。

第一に、独立行政法人緑資源機構法を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正であります。

独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、緑資源機構が行っていた業務のうち、水源林の造成の事業、既に着手されている中山間地域における農林地の一体的な整備の事業等を森林総合研究所が暫定的な業務として実施することとし、このために必要となる業務規定の整備等の措置を講ずることとしております。

このほか、緑資源機構の解散に伴う所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二〇年三月二五日)

○宮腰光寛君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………
次に、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、独立行政法人整理合理化計画に基づき、独立行政法人緑資源機構法を廃止して、平成十九年度限りで緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月十九日若林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十四日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年三月二四日)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に關す

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律

る法律第二十八条及び第五十条第一項の検討に当たっては、地球温暖化対策としての森林整備(水源林造成等を含む)、民有林の保全・整備に伴う作業道整備、林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実施体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことも含め、山村全体への対応など幅広い観点から、慎重に検討すること。

なお、緑資源幹線林道事業(旧大規模林道事業)については、廃止すること。
右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二〇年三月二一日)

○郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、独立行政法人の整理合理化を推進するため、昨年十二月に閣議決定した独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成二十年四月一日に、独立行政法人緑資源機構法を廃止して独立行政法人緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターに承継させる等の措置を講じようとするものであります。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律

一六

委員会におきましては、緑資源機構官製談合に係る林野庁の監督責任と再発防止に向けた取組、同機構廃止の理由、同機構廃止後の事業の在り方と国有林野事業特別会計見直しとの関係、今後の同機構の職員の処遇方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

ること。
なお、緑資源幹線林道事業(旧大規模林道事業)については、
廃止すること。
右決議する。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年三月二日)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第二十八条及び第五十条第一項の検討に当たっては、地球温暖化対策としての森林整備(水源林造成等を含む)、民有林の保全・整備に伴う作業道整備、林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実施体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことも含め、幅広い観点から、慎重に検討すること。

また、山村の過疎化等により森林整備が遅れている地域については、一般会計において路網整備を含めた森林整備や山村の定住条件の整備を図る必要があることから、その対策を検討す